

土木その他建設事業に係る市町村負担金制度に関する提言

土木その他建設事業に係る市町村負担金制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部負担転嫁されている国直轄事業負担金については、事業進捗状況及び積算根拠の明示、事前協議の充実等の手続面の改善はもとより、都道府県と市町村との役割分担に沿った見直しを行い、最終的には、必要な事業の財源を確保したうえで、これを廃止すること。
2. 都道府県事業等における市町村負担金に係る地方債発行額については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、その算入から除外すること。